

総合評価落札方式の考え方について

令和7年8月

事業振興部 工事管理課

目 次

<u>1. 総合評価落札方式の改善について</u>	<u>2</u>
<u>2. 総合評価落札方式の実施手順</u>	<u>5</u>
<u>3. 評価方法</u>	<u>18</u>
<u>4. 様式</u>	<u>42</u>
<u>5. (参考)各年度の区分</u>	<u>46</u>
<u>6. 配点例</u>	<u>47</u>

当面、新型コロナウイルス感染症対策に向けた直轄工事及び業務の取り扱いについては、国土交通省ホームページに掲載されている関連通知等を参考に適切な対応を図ることとする。

(参考) (国土交通省ホームページ : https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html)

1. 総合評価落札方式の改善について

1-1 総合評価落札方式の課題と抜本的見直し（平成25年度以降）

(1) 現状と課題

平成17年度の品確法の施行を受け、国土交通省直轄工事においては総合評価落札方式の適用拡大を進めており、平成19年度以降はほぼ全ての工事で総合評価落札方式を適用している。

現在は、総合評価落札方式が直轄工事における標準的な落札者決定方式として定着した一方で、技術提案の審査・評価に要する競争参加者・発注者双方の負担の増加、総合評価落札方式の基本的な理念（品質確保、民間技術力活用）からの乖離等の諸課題が顕在化する状況となっている。

表 1-1 総合評価落札方式の現状と課題

現 状	課 題
競争参加者の増加	技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担増
技術提案を求める工事の拡大	
透明性確保のための技術提案の採否の通知	
高度技術提案型の低い適用率	民間の技術力活用の理念からの乖離
手持ち工事量や地域貢献の評価要望による評価項目の複雑化	品質確保の理念からの乖離

(2) 総合評価落札方式の抜本的見直し

総合評価落札方式の定着に伴い顕在化した課題に対し、建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

[総合評価落札方式の改善の方針]

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

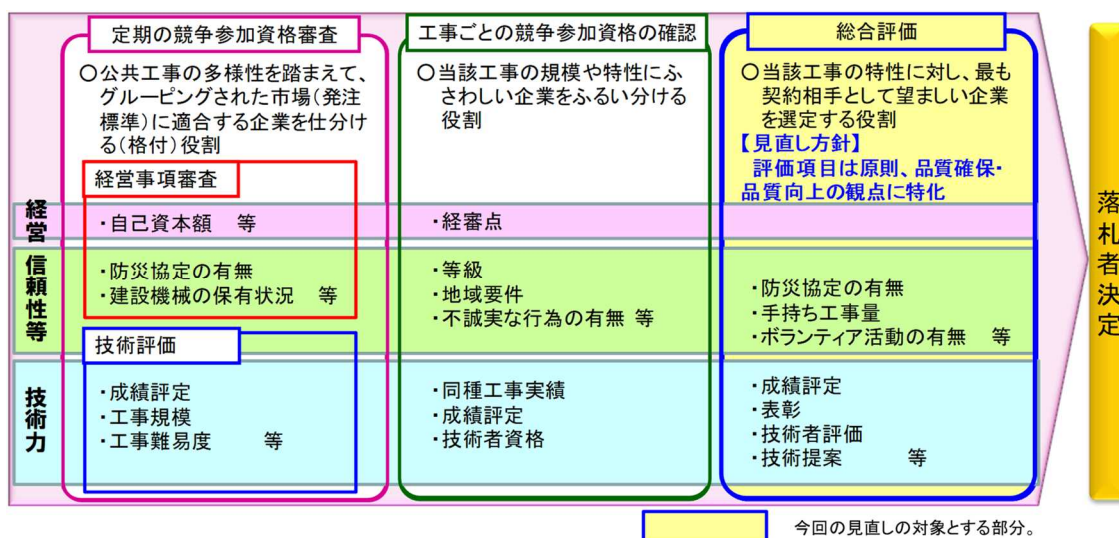
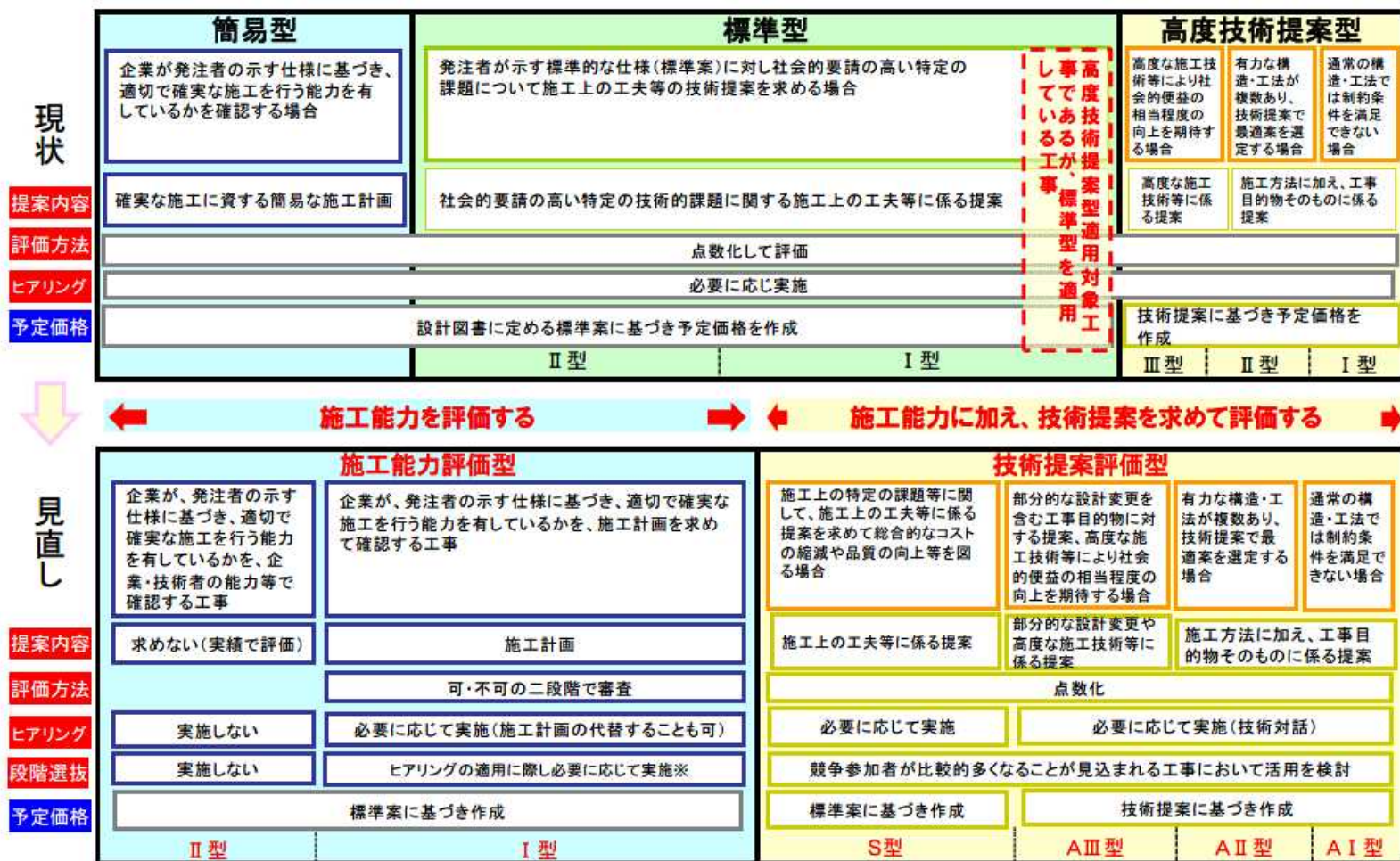


図 1-1 企業評価の体系

これらの改善方針を踏まえ、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式のタイプ分類、技術力評価の考え方が見直され、その内容が国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインにとりまとめられている。

(改善のポイントを図1-2に掲載)



※ 「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)記1に定める対象工事については実施しない。

図 1-2 総合評価落札方式の改善のポイント

2. 総合評価落札方式の実施手順

2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義

(1) 施工能力評価型

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

(2) 技術提案評価型

【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、A型はAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またAⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

【適用の意義】

技術提案評価型は、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きいですが、我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、技術提案評価型A型によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

また、技術提案評価型S型では発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

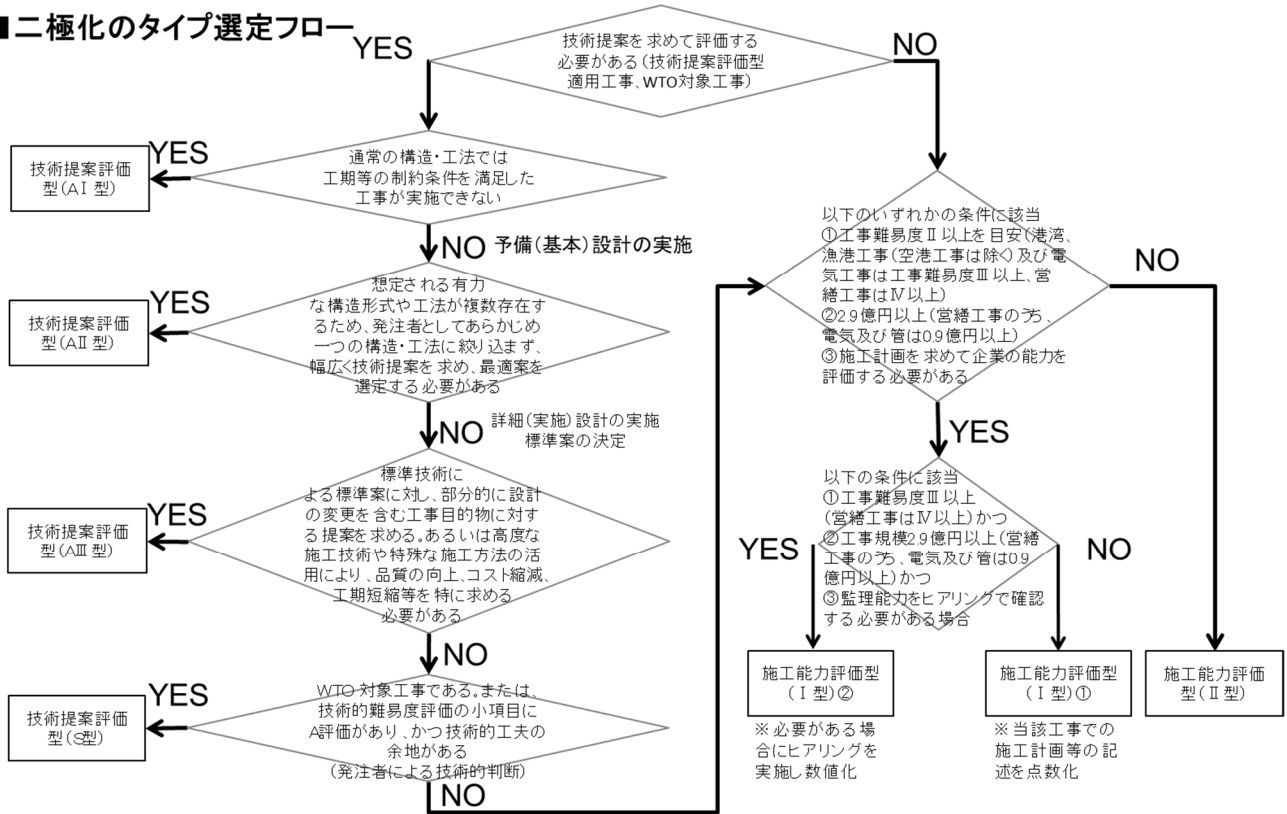
また、積極的に技術提案評価型を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものと期待される。

2-1-2 総合評価落札方式のタイプ選定

- 災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則すべての工事において総合評価落札方式を適用することとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、選定フローを参考にいずれかの総合評価落札方式を選択する。

なお、事業の計画、調査、予備設計後の段階で「仕様が不確定または仕様の前提条件が不確定、目的物の変更が必要」な場合は、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（R5.3版）のP2-6に記載の2-1-3 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細により、事業上流段階から技術提案・交渉方式の適用を検討する。

■二極化のタイプ選定フロー



注1) 工事難易度は工事技術的難易度評価表による(図2-1)

■総合評価タイプ選定のイメージ

工事規模	総合評価落札方式					
	難易度Ⅰ	難易度Ⅱ	難易度Ⅲ	難易度Ⅳ	難易度Ⅴ	難易度Ⅵ
8.1億円	技術提案評価型(S型WTO)				技術提案評価型(A型)	
	技術提案評価型(S型WTO以外)				技術提案評価型(A型WTO以外)	
2.9億円	施工能力評価型(I型)		施工能力評価型(I型②)			
	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(I型)			

■ 工事技術的難易度評価表

別記様式第 1

工事技術的難易度評価表

入札契約方式			
工事名			契約金額（最終）
負担行為件名コード			工期（最終）
請負業者名			CORINS 登録番号
	評価項目		評価内容
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		-	
工事区分			技術的難易度評価 「易、やや難、難」評価

「北海道開発局請負工事成績評定要領の運用について」における「工事技術的難易度評価手順」の「技術的難易度対応表」により評価する。

〔小項目の評価方法〕

以下の3ランクの評価を行う。

- A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

図 2 - 1 工事技術的難易度評価表

○施工能力評価型の概要

	施工能力評価型		
	Ⅱ型	Ⅰ型	
		①	②
提案内容	なし 実績で評価	なし	施工計画
評価方法	—	—	可・不可
ヒアリング	実施しない	実施しない (ヒアリングを代替する 書面により加点評価)	必要がある場合に 実施
段階的選抜	実施しない	※ 必要に応じて実施	
備考		・ヒアリングを代替する書面は、配置予定技術者の配点の中で加点 ・書面のテーマ設定例 (同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等)	

※ 入札談合事案を踏まえ、当面実施しないものとする。

○技術提案評価型の概要

	技術提案評価型			
	S型		A型	
	WTO	WTO以外	Ⅲ	Ⅱ・Ⅰ
提案内容	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	点数化		点数化	
ヒアリング	必要に応じて実施		必要に応じて実施	
段階選抜	必要に応じて試行的に実施		必要に応じて試行的に実施	
指定テーマ数	工事内容に応じて1～2テーマ設定	1テーマ設定	高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出	
指定テーマに対する技術提案	・各テーマごとに最大5つを基本とする ・1指定テーマにつきA4・1～2枚程度	・各テーマごとに最大5つを基本とする ・A4・1～2枚程度		
備考				

■ヒアリング及び段階選抜の実施方針

○段階的選抜は必要に応じて試行的に実施する。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
ヒアリング	実施しない。	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。※2	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。※2	技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じて実施するものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。※2
段階的選抜	実施しない。	配置予定技術者の施工計画に対する理解度は確認せず、監理能力のみを確認するためにヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する。※1	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する。	

※1 入札談合事案を踏まえ、当面実施しないものとする。

※2 ヒアリング方法は、対面によるほか、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。

○ヒアリング結果によりヒアリング係数を付与し、同種実績、技術提案の加算点に乗じて評価点を算出する。

ヒアリング内容	評価基準	ヒアリング係数	
同種実績 (共通)	十分な監理能力が確認できる	×1.0	技術者の同種工事実績に左記の係数を掛ける
	一定の監理能力が期待できる	×0.5	
	上記以外	×0.0	
施工計画 (施工能力評価型I型②)	施工上配慮すべき事項が適切である	可	可か不可で評価
	上記以外	不可	
技術提案 (技術提案評価型S型)	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切である	×1.0	提案の評価点に左記の係数を掛ける
	技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である	×0.5	
	上記以外	×0.0	

■配点割合の考え方

○技術評価点の加算点の評価項目は、

→①技術提案(施工計画等)、②企業の能力等、③技術者の能力等とする。

→この内、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じ程度とする。(なお、配点割合が異なっても按分してまで同じ割合にはしないこと。)

施工能力 評価型

総合評価対象 40(30)※3			総合評価対象 3(2)
段階的選抜対象 40(30)※3			
施工計画※1	企業の能力等※2 20(15)※3	技術者の能力等 20(15)※3	賃上げの実施に関する評価 3(2)

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則「可」が「不可」のみを審査する。ただし、ヒアリングを実施しない場合は、施工監理能力の記述を点数化し、技術者の能力等の加算評価とする。

※2 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は最大10点とする。

※3 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

技術提案 評価型(S型)

総合評価対象60(50)※1			総合評価対象 4(3)
段階的選抜対象 30(20or30)※1			
技術提案※3 30(20or30)※1→WTO 60	企業の能力等※2 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)

※1 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※2 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。(WTO対象の場合設定しない。)

※3 段階選抜時に「技術提案の一部」を評価することも可。(WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜方式での評価のみとし、総合評価では評価しない。)

技術提案 評価型(A型)

総合評価対象70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)

※1 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※2 簡易な技術提案は段階選抜方式で必要に応じて評価する。

※3 企業の能力等、技術者の能力等及び簡易な技術提案は段階選抜方式での評価のみとし、総合評価では評価しない。

■ 施工能力評価型 (I 型) における考え方

施工能力評価型 (I 型) <配点割合>			
本省(案)	総合評価対象 40(30)		総合評価対象 3(2)
	※1 段階的選抜対象 40(30)		
	施工計画(可・不可のみを評価) 必要に応じヒアリングを実施	企業の能力等 20(15)	技術者の能力等 20(15)
			賃上げの実施に関する評価 4(3)
開発局 ①	総合評価対象 40		総合評価対象 3(2)
	※1 段階的選抜対象 40		
	施工計画等 ヒアリングは実施しない	企業の能力等 20	技術者の能力等 20
		技術者の能力等 10	賃上げの実施に関する評価 3(2)
			10点の加点評価
開発局 ② (地域維持型含む)	総合評価対象 40		総合評価対象 3(2)
	※1 段階的選抜対象 40		
	施工計画(可・不可のみを評価) 必要に応じてヒアリングを実施	企業の能力等 20	技術者の能力等 20
			賃上げの実施に関する評価 3(2)

ヒアリングを実施せず、技術者の能力等の配点の一部を、別途書面審査に振り替える。

■ 【参考】 本省版ガイドラインにおける段階的選抜方式の適用の考え方

総合評価タイプ	技術提案評価型		施工能力評価型 I 型	施工能力評価型 II 型
	A 型	S 型		
適用の考え方	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることを見込まれる工事において活用を検討		ヒアリングを行う競争参加者を絞り込む必要がある場合に実施できる※1	
絞り込みの考え方	一次審査における各順位者の落札可能性を考慮する			
評価方法	一次審査	企業の能力等及び技術者の能力等 (工事实績、成績、表彰等)		段階的選抜方式を行わない
	二次審査 ※2	技術提案	(WTO対象) 技術提案 (WTO対象外) 企業の能力等及び 技術者の能力等 +技術提案等	
			企業の能力等及び 技術者の能力等 +ヒアリング項目等 (監理能力等)	

※1 各事務所（北海道開発局にあっては、各開発建設部）の長が必要と認めた場合を除き、同時提出型については実施しない。

※2 評価項目については、この他に施工体制（選択）等がある。

■一括審査方式

○基本的な考え方

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化させるため、一定の条件を満たす2件以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。

○対象工事

具体的には、以下の条件を満たす工事が対象となる。

- ・ 支出負担行為官又は分任支出負担行為官が同一である工事
- ・ 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ・ 工事区分や等級区分等が同じ工事
- ・ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ・ 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ・ 工事難易度が同じ工事
- ・ 施工地域が近接する工事

○試行内容

- ・ 入札は、全ての工事又は希望の工事のみに札を入れる。
- ・ 提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む）の内容は同一とする。
- ・ 入札説明書で示した落札決定順番ごとに落札決定し、工事ごとに評価値のもっとも高い者に落札決定する。
- ・ 受注した企業は、確実な施工を実施する体制の構築が求められるため、配置予定技術者の申請は1名のみとする。
- ・ 政府調達協定対象工事の一般土木において、複数名の配置予定技術者の申請を可能とする。

○留意事項

一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

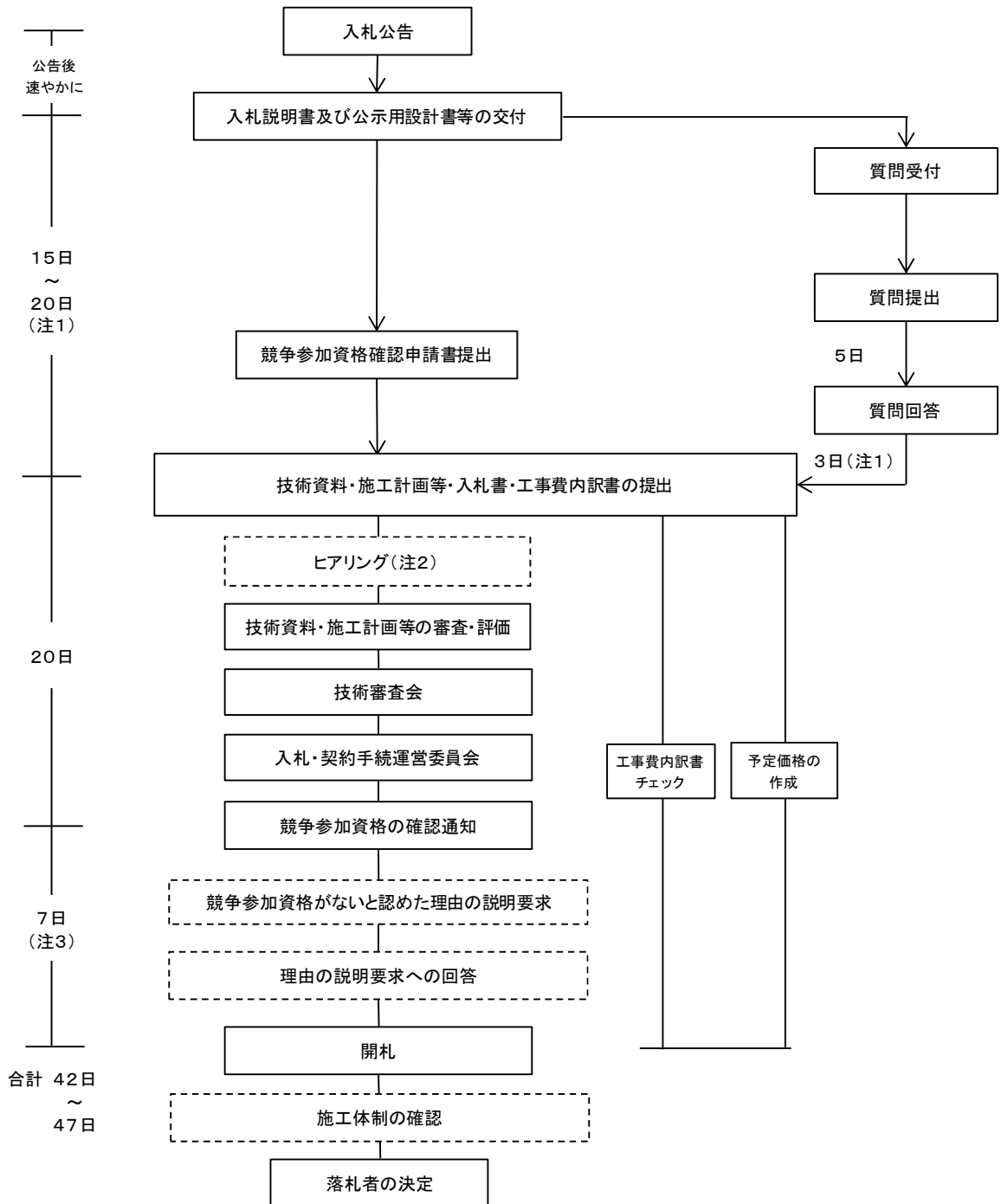
- ・ 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
- ・ 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

○手続きの流れ

開札順番	AI区工事	BI区工事	CI区工事	DI区工事
	1番	2番	3番	4番
	➡ 評価値順位			
A業者	1位	無効	無効	無効
B業者	2位	3位	2位	2位
C業者	3位	1位	無効	無効
D業者	4位	2位	3位	1位
E業者	不参加	不参加	1位	無効

2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー（同時提出型）

(1) 施工能力評価型



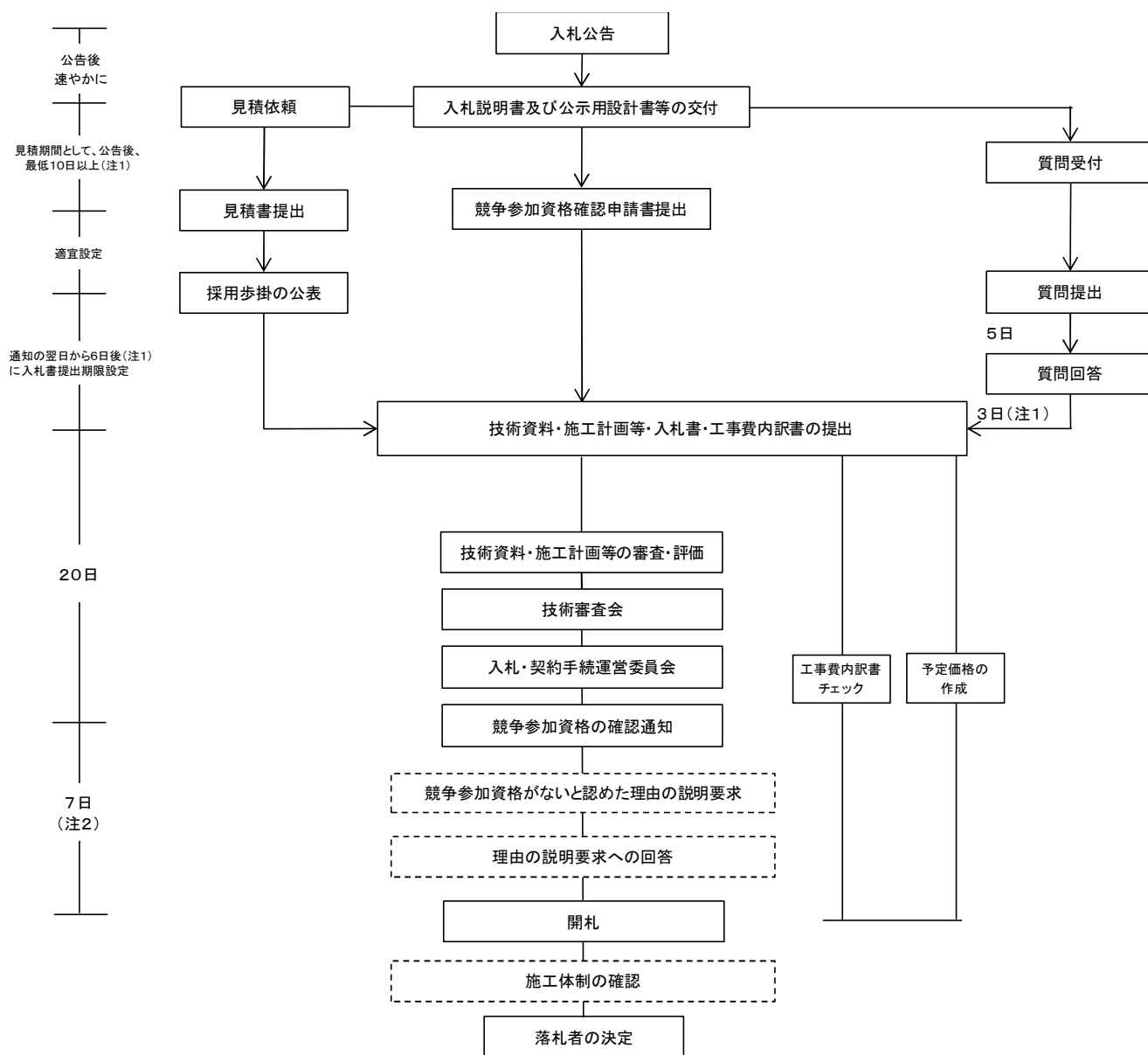
(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 施工能力評価型 I 型②ヒアリング有りの場合

(注3) 競争参加資格がないと認めた説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合は、必要日数を確保する。

図 2-2 施工能力評価型の入札・契約手続フロー（同時提出型）

(2) 施工能力評価型（「見積活用方式」の場合）



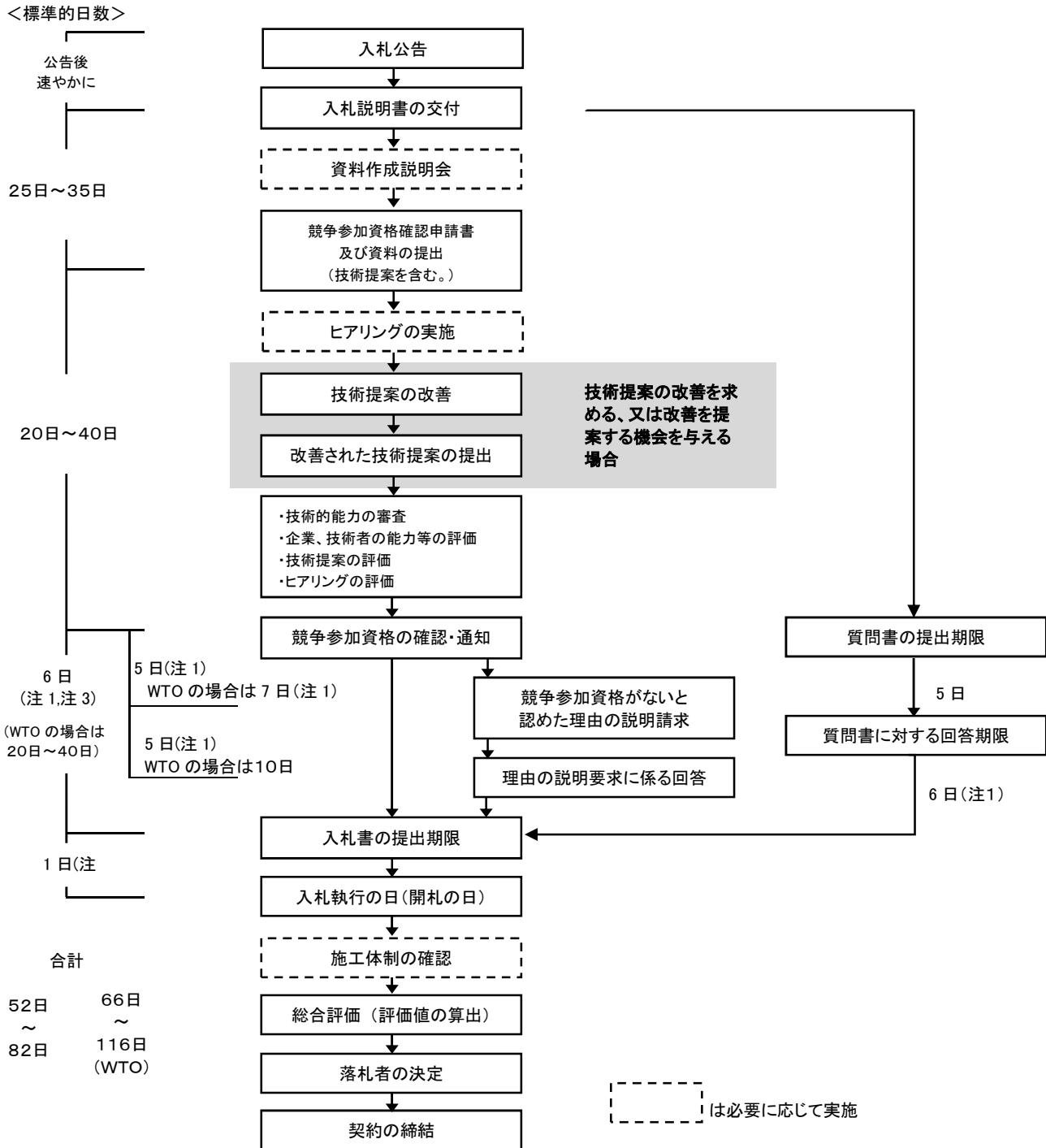
(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 競争参加資格がないと認めた説明要求がなかった場合であり、当該説明要求があった場合は、必要日数を確保する。

図 2-3 施工能力評価型の入札・契約手続フロー（見積活用方式）

2-2-2 技術提案評価型S型の手続きフロー

(1) 技術提案評価型S型（段階的選抜以外、WTO含む）



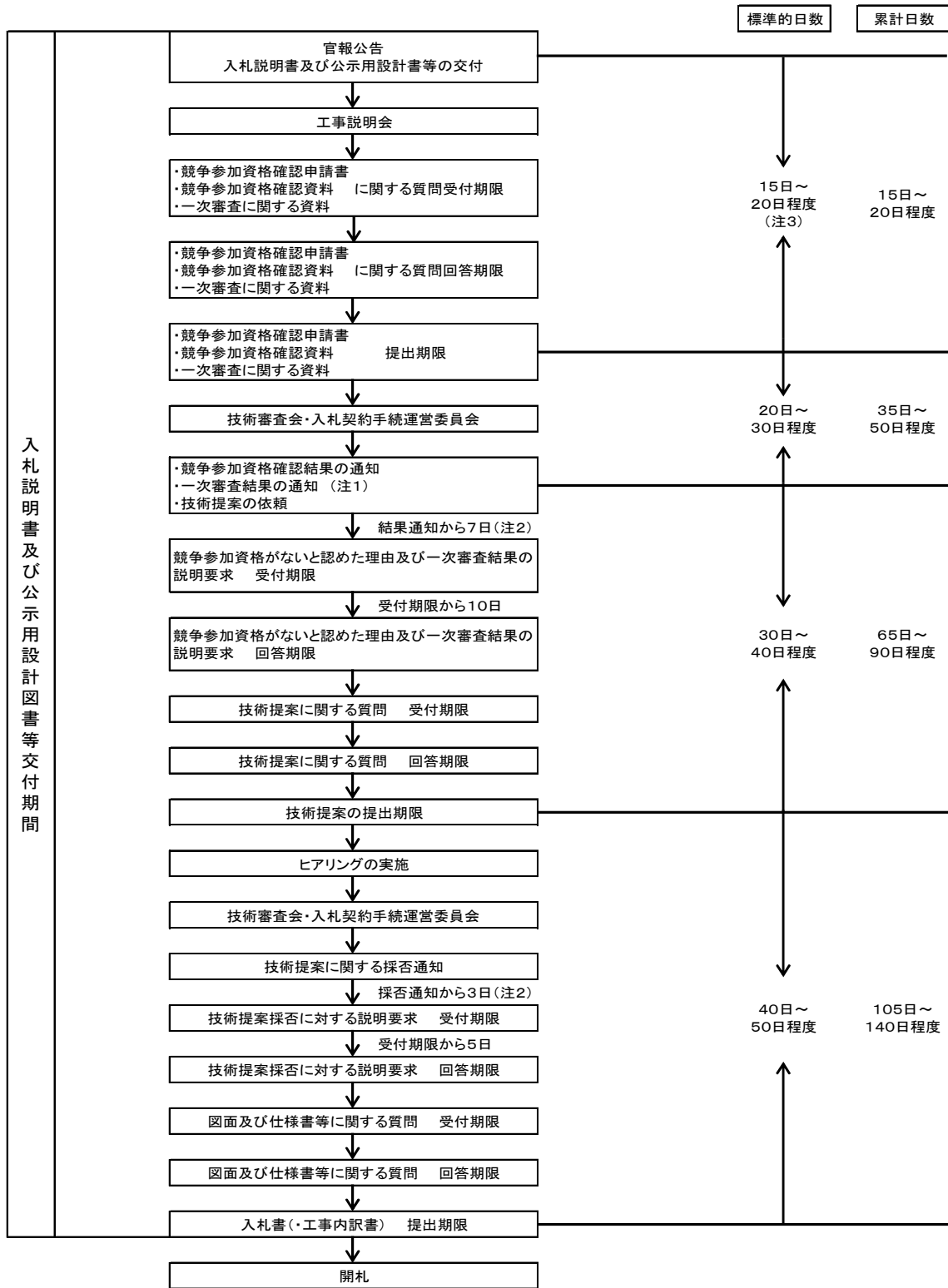
注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注2) 技術提案をを求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。なお、政府調達に関する協定に基づく調達において当該措置を行おうとする場合は、事前に本局工事管理課と協議されたい。

注3) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

図 2-4 技術提案評価型S型（段階的選抜以外）の入札・契約手続フロー

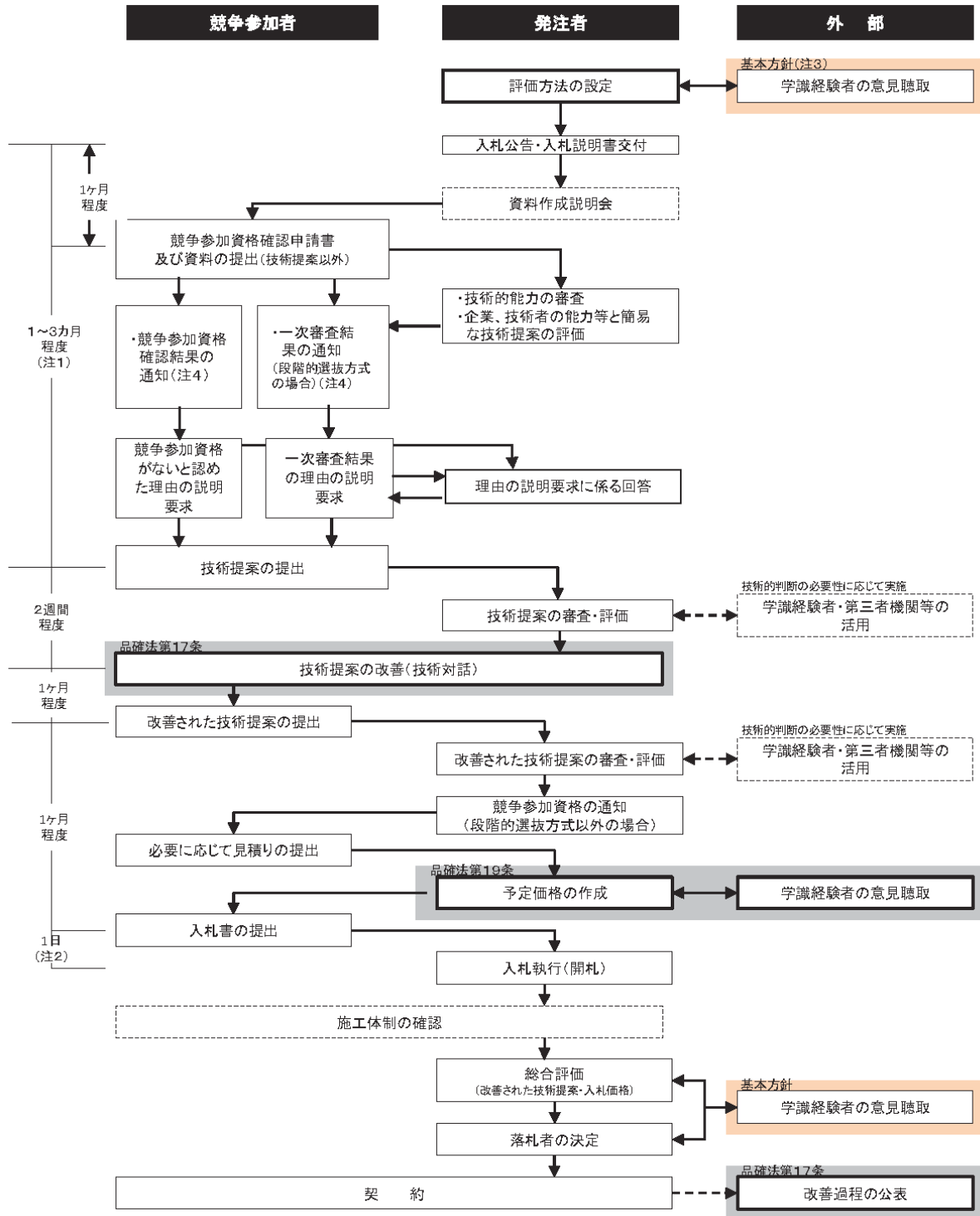
(2) 技術提案評価型S型（段階的選抜、WTO含む）



(注1) 「競争参加資格確認結果」の通知後に「一次審査結果」を通知するが、これらは必ず同日というわけではなく、必要に応じて別日とすることも可とする。
 (注2) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。
 (注3) 技術提案を求める場合は、土曜日、日曜日、祝日等を含まず15日以上確保に努める。

図 2-5 技術提案評価型S型<段階的選抜>の入札・契約手続フロー

2-2-3 技術提案評価型A型の手続きフロー



注1 AⅠ型及びAⅡ型の場合は2～3ヶ月程度、AⅢ型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、AⅢ型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注3 基本方針：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定)

注4 競争参加資格がないと認めた理由、一次審査結果の理由についての説明を求めるものができるものとし、この説明要求申立て期間(7日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注5 WTOの場合、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

図 2-6 技術提案評価型A型の入札・契約手続フロー

3. 評価方法

3-1-1 施工計画及び技術提案の評価項目について

(1) 施工能力評価型Ⅰ型

タイプ①:

配置予定技術者の施工監理能力を確認するため、書面により「同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等」について記述を求め評価を行う。

【評価方法】

○基本的な考え方

- ① 「同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等」について、3項目程度までの記述を行い「10点」の配点を行う。
- ② 各項目について記述したものを3～5段階で評価する。
- ③ 同じ工種の工事であっても、工事の特性(工事内容、規模等)や現場条件等は、基本的にそれぞれ独自のものであることから、工事間で評価のポイントや評価レベルに多少差がでることが考えられるが、同一工事内においては、評価のポイントや評価レベルを当然統一させる必要がある。

タイプ②(地域維持型を含む):

配置予定技術者の施工監理能力をヒアリングで確認する必要がある場合は、「施工計画」の提出及び「ヒアリング」を実施し評価を行う。なお、地域維持型で発注する場合も同様とする。

【評価方法】

○基本的な考え方

- ① 「施工計画」について、「可」か「不可」の2段階評価とし、記載が適切であれば「可」、不適切であれば「不可」とする。また、記載がない場合も「不可」とする。
- ② 配置予定技術者の監理能力をヒアリングより評価し、評価結果に応じて「技術者の能力等」における「過去の同種工事实績」の評価点に係数を掛けることとする。
- ③ ヒアリングの評価方法は、(5)配置予定技術者の監理能力(ヒアリング)による。

(2) 施工能力評価型Ⅱ型

企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認することを基本とする。施工計画は求めない。

【評価方法】

○基本的な考え方

- ① 実績で評価

(3) 技術提案評価型S型

技術提案評価型S型においては、工事の施工条件や環境条件等から工事毎の施工上の技術的課題を踏まえて設定し、テーマ数は技術提案の配点の範囲内で、1～2テーマの設定を可能とする。

【設定テーマ例】

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

【評価方法】

○基本的な考え方

- ① それぞれのテーマに対する提案数は5項目までとする。なお、提案の項目は、発注者側で設定することも可能とする。
- ② 技術提案について、3～5段階評価とし、評価項目として設定した項目毎に、評価ポイントを複数設定して評価する。例えば、3段階の場合は、総合的に十分に評価できる場合は「優」、ある程度評価できる場合は「良」、そうでない場合は「可」とする。
- ③ 記述量は1テーマにつきA4・1～2枚程度を原則とし、文字数・ポイント数で制限する。
- ④ 同じ工種の工事であっても、工事の特性(工事内容、規模等)や現場条件等は、基本的にそれぞれ独自のものであることから、工事間で評価のポイントや評価レベルに多少差がでることが考えられるが、同一工事内においては、評価のポイントや評価レベルを当然統一させる必要がある。
- ⑤ ヒアリングの評価方法は、(5)配置予定技術者の監理能力(ヒアリング)及び(6)技術提案評価型S型における配置予定技術者の技術提案の理解度(ヒアリング)による。

(4) 技術提案に係る条件明示(オーバースペック提案の防止)

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)の設定例を表2-1及び表2-2に示す。また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 2-1 技術提案に係る要求要件の設定例(1) 定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH値, SS値)	工事排水 pH値8.5以下	工事排水 pH値7.0	中性である pH値7.0 を上限値として設定
	SS値25mg/L 以下(生活環境の保 全に関する環境基準 河川AA類型)	SS値15mg/L	当該工事期間(12月～ 3月)と同じ月の過去3カ 年の平均測定値を上 限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A)以下	発電機室内騒音 75dB(A)以下	発電機・原動機共通管 体の標準的遮音性能を上 限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8時間以下	作業時間 4時間	標準案1班体制に対し 3班体制を想定した場 合の作業時間を上限と して設定
アスファルト再生材 の使用量 (t)	AS再生材使用量 320t超	AS再生材使用量 806t	舗装再生便覧(日本道 路協会)に基づき上限 値を設定

※事業部門により別途指示がある場合は上表によらないことができる。

表 2-2 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
盛土の品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t以上BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む）機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

※事業部門により別途指示がある場合は上表によらないことができる。

(5) 配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）

施工能力評価型 I 型及び技術提案評価型 S 型（WTO 対象工事を除く。）において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、下表の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。

表 2-3 技術者ヒアリングにおける監理能力の評価視点（例）

視 点	内 容
役割	監理技術者（担当技術者）として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる。
工程管理	工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
品質管理	品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
安全管理	安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
関係者との調整	関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
同種実績と当該工事との関係	同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。

<評価の基準例>

- ・評価視点の全てについて当てはまる場合 ⇒ 「十分な監理能力が確認できる」 × 1.0
 - ・少なくとも2つ以上に当てはまる場合 ⇒ 「一定の監理能力が期待できる」 × 0.5
 - ・上記以外 ⇒ × 0.0
- ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できるものとする。

(6) 技術提案評価型 S 型における配置予定技術者の技術提案の理解度（ヒアリング）

技術提案評価型 S 型において、配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「技術提案に対する理解度」に関しては、表 2-4 の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、技術提案の評価点に係数を掛けることとする。

表 2-4 技術者ヒアリングにおける技術提案に対する理解度の評価視点（例）

視 点	内 容
技術提案の理解度	技術提案の内容、効果
施工上配慮すべき事項の適切性	技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理 ・ 品質管理 ・ 安全管理 ・ 関係者との調整

<評価の基準案>

評価基準	係数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。 ・ 上記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる。 	× 1. 0
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。 ・ 上記について、一般的に説明できる。 	× 0. 5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外 	× 0. 0

※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる。

3-1-2 施工体制確認型における減点方法について

施工体制評価点が減点された場合に減点される加算点は、技術提案に係る加算点のみとする。

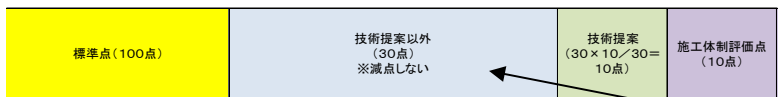
技術提案評価型の場合

例) 施工体制確認型で加算点が技術提案で30点、技術提案以外（企業・技術者・地域精通度・地域貢献度）で30点の場合の技術評価点。

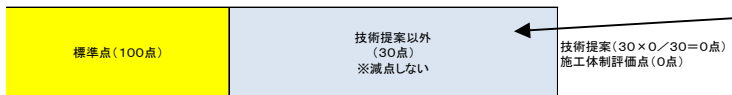
施工体制評価点満点(30点)の場合



施工体制評価点10点の場合



施工体制評価点0点の場合



減点対象としない

施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ）の場合

例) 施工体制確認型で加算点が企業（地域含む）・技術者（施工監理能力の確認（書面）含む）で40点の場合の技術評価点。

施工体制評価点満点(30点)の場合

標準点(100点)	企業(地域含む)・技術者(施工監理能力の確認(書面)含む) (40点)	施工体制評価点(30点)
-----------	--	--------------

施工体制評価点満点(10点)の場合

標準点(100点)	企業(地域含む)・技術者(施工監理能力の確認(書面)含む) (40点)	施工体制評価点(10点)
-----------	--	--------------

施工体制評価点満点(0点)の場合

標準点(100点)	企業(地域含む)・技術者(施工監理能力の確認(書面)含む) (40点)	施工体制評価点(0点)
-----------	--	-------------

減点対象としない

3-1-3 ペナルティについて

工事の施工段階において、提案内容を履行しなかった場合は、以下の考え方により不履行の度合いに応じて、施工計画により工事成績の減点を行う。ただし、不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合はペナルティとはしない。

1. 技術提案のペナルティ

(1) 技術提案評価型

1) 最大減点数

－10.0点

2) 減点方法

・(数値方式例)

工期短縮日数について遵守出来ない場合に次式により求めた点数を減点する。

遅延1日当たり減点数＝7（点）／提案された短縮日数

・(判定方式例)

提案の達成率により減点する。

提案の50%未満 10点

提案の50%以上70%未満 8点

提案の70%以上90%未満 5点

提案の90%以上100%未満 3点

・求める提案等により適切に設定する。

(2) 施工能力評価型 I 型①②

1) 最大減点数

－ 5. 0 点

2) 減点方法

①明らかに不履行が認められる場合に減点を行う。

②入札時の提案数と工事施工後の不履行提案数を比較し、不履行の項目がある場合に、減点の対象とする。

③減点数

減点数＝－ 5 × 不履行提案数 / 提案数

④ I 型②における減点対象は「配置予定技術者の過去の同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等」のみとし、工程表の月日に作業進捗上差違がでて、それをもってペナルティとはしない。

「工程管理」については、作業の手順や施工量の把握が適切かどうかを評価する趣旨である。

2. 提案又は評価内容の担保が必要な項目のペナルティ

NETIS、施工環境監理者・舗装施工管理技術者配置・技能者及び主要機械の元請比率、その他提案又は評価内容の担保が必要な項目について、明らかに不履行の場合は、総合評価の各々の項目の配点数を工事成績から減点する。

(配点分 1 点の減点)

3-1-4 評価項目の設定について

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する日数を審査対象期間に加えるものとする。

また、審査対象期間に国等発注による事業促進 PPP 又は CM (施工段階に限る) に配置予定技術者が従事していた場合、その従事期間を除いて審査対象年度を遡ることができる。遡りは、全従事期間の 1 年未満を切り捨てた期間とする。

※審査対象期間については、「同種工事の施工実績」と「技術者成績」の期間を指す。

(1) 同種工事の施工実績 (企業及び配置予定技術者)

・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。

・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。

・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。

参考として下記に設定例を示す。

①企業の評価

該当工事の工事内容(工事規模の大小によって「同種」「より同種」を設定する場合)に応じて、過去の「同種工事」の実績 2 件で「より同種」として加点。

②技術者の評価

過去に監理(主任)技術者、特例監理技術者(監理技術者(専任特例2号))又は現場代理人として従事した「同種工事」の実績若しくは監理技術者補佐又は担当技術者として従事した「より同種工事」の実績が 2 件確認できれば、「より同種」として加点。

- ・過去15年度以降から公告開始日時点における元請として完成、引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む。ただし、営繕工事は公共・民間を問わない。）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。ただし、本局営繕部発注工事は別の定めによる。
- ・企業の評価においてJVで入札に参加する場合は、代表者の過去の実績を評価する。
- ・過去の実績にはJVの構成員としての実績を含む。
- ・工事の規模で同種工事を規定するものについては、より同種と同種の間で中間点を設定することも可能とする。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」及び「現場代理人」を評価するものとし、必要に応じて「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- ・「同種工事、より同種性の高い工事の設定例」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室）を参考。
- ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。（農業・漁港部門は対象外）

・港湾部門における参加資格について

作業船を使用する工事のうち、技術提案評価型A型、技術提案評価型S型（WTO）を除く全ての工事を対象として、企業及び配置予定技術者の同種実績資格に元請けの施工実績が無い場合に、以下の条件全てを満足する下請けとしての施工実績を参加資格として認める。ただし、「同種工事の施工実績」の加点点評価は行わない。

- 1) 企業の同種実績として、過去15年度における北海道開発局の発注工事(工事成績評定点が65点未満の工事は対象外)の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- 2) 配置予定技術者の同種実績として、過去15年度における北海道開発局の発注工事(工事成績評定点が65点未満の工事は対象外)の一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- 3) 一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- 4) 一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。
- 5) 主作業船は、P35表2-5を対象とする。

(2) 企業の施工実績について

(ア) 工事成績

① 過去2年度における工事成績（開発局発注工事）の平均点を評価する。

（過去2年度の工事成績の合計点）÷（過去2年度の工事件数）

※小数第2位以下切捨て小数第1位まで

なお、舗装工事については、工事区分「舗装」の工事成績を評価する。

② 過去2年度の実績がない者については、更に2年度遡った工事成績平均点の採用を認める。また、過去4年度の実績がない者については、更に2年度（6年度）の遡りを認めることも可とし、過去6年度の実績がない者は更に2年度（8年度）、過去8年度の実績がない者は更に2年度（10年度）の遡りを認めることも可とする。

なお、実績無しは65点とする。

③ 過去2年度（又は4年、6年、8年、10年度）の切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降入札手続きを開始するものから更新するものとする。

・ R7年8月1日からR8年7月31日までに入札手続きを開始する案件

→R5年度～R6年度に完了した工事の成績データを使用

④ J Vの場合は上記①～③より構成員毎における工事成績の平均点を単純平均し評価する（小数第2位以下切捨て小数第1位まで）

なお、実績無しの企業は65点の平均点とする。

※上記①～④について、事業部門により別途指示がある場合は上記によらないことができる。

(イ) 表彰関係

1) 優良工事表彰

① 優良工事表彰は過去2年度（開発局発注工事の優良工事等表彰受賞歴における同一事業部門。ただし営繕・電気・機械については工事区分）とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による表彰のみを評価の対象とする。

切り替え基準日は（ア）工事成績と同様とする。

② 開発建設部長表彰は、表彰を受けた開発建設部及び本局営繕部で発注する工事のみで加点评価対象とする。

③ 営繕部門における営繕部長表彰は、本局営繕部を含め全開発建設部の発注工事で評価の対象とする。

④ 技術提案評価型S型（非WTO）のうち、段階的選抜方式対象工事においては、過去3年度（当該年度含む）における国土技術開発賞の受賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞のみ）実績を評価の対象とし、切り替え基準日は（ア）工事成績と同様とする。なお、国土技術開発賞の受賞は令和6年度で終了している。

※国土技術開発賞の詳細や過去の受賞技術については一般財団法人 国土技術研究センター（JICE）のHPを参照すること。

<https://www.jice.or.jp/review/awards>

- 2) 北海道開発局 i-C o n 奨励賞（以下、i-C o n 奨励賞という）
i-C o n 奨励賞は過去1年度（開発局発注工事の i-C o n 奨励賞受賞歴における同一事業部門。ただし営繕・電気・機械については工事区分）とする。
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による表彰のみを評価の対象とする。
切り替え基準日は（ア）工事成績と同様とする。
- 3) 国土交通省インフラ DX 大賞
- ①インフラ DX 大賞の受賞（国土交通大臣賞、優秀賞）実績を対象とし、対象となる事業部門は、河川、道路、港湾空港（漁港除く）及び営繕部門である。
 - ②インフラ DX 大賞は、開発局発注工事のインフラ DX 大賞受賞歴における同一事業部門とする。ただし営繕・電気・機械については工事区分とする。
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による受賞のみを評価の対象とする。
 - ③ 加点評価期間は、受賞決定日*の翌月1日から2年間とし、受賞決定日の翌月1日以降に入札契約手続きを開始するものから適用する。
 - ・令和5年度インフラ DX 大賞受賞者（受賞決定日 令和6年1月31日）
→令和6年2月1日から令和8年1月31日までに入札契約手続きを開始する案件について、加点評価する。
 - ・令和6年度インフラ DX 大賞受賞者（受賞決定日 令和6年12月20日）
→令和7年1月1日から令和8年12月31日までに入札契約手続きを開始する案件について、加点評価する。
- ※受賞決定日とは、インフラ DX 大賞受賞者について、国土交通省にて報道発表された日のこと。
- 4) 工事成績優秀企業認定（ゴールドカード制度）
- ① 工事成績優秀企業認定の適用は当該年度のみとし、切り替え基準日は（ア）工事成績と同様とする
 - ② 工事成績優秀企業認定は、「一般土木」「舗装」「鋼橋上部」「P S コンクリート」「しゅんせつ」「グラウト」「維持」で発注した場合のみ評価項目とする。
- 5) その他
- ① 優良工事表彰、i-c o n 奨励賞及びインフラ DX 大賞の同一事業部門における重複加点は不可とする。
 - ② 工事成績優秀企業認定は、優良工事表彰、i-c o n 奨励賞及びインフラ DX 大賞との重複加点を可能とする。
 - ③ J V の場合は、優良工事表彰及び i-c o n 奨励賞並びにインフラ DX 大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点（小数第2位以下切捨て小数第1位まで）にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに、工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点（小数第2位以下切捨て小数第1位まで）を加えた評価点を J V の評価点とする。
計算例は配点表特記事項による。

(ウ) NETIS（新技術活用の原則義務化対象外の工事に適用）

義務化対象工事等の区分

対象となる工事	対象外となる工事	適用が困難と判断される工事
河川	営繕	・災害時等の緊急随契で実施される工事 ・義務化により不調不落の発生が懸念される 工事
道路	港湾・空港	
機械	農業・水産	
電気通信		
公園		

- ① 関連分野での技術開発実績（NETISへの登録）があれば評価する。
- ② 有用な新技術を当該工事に適用する場合は評価する。
 （有用な新技術とは、「公共工事等における新技術活用スキーム」において、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、に指定された（適用期間が終了している場合は対象外）技術で「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載されている）
- ③ 上記①と②で重複加点はしないが、①と②が同技術である場合は重複加点するものとする。
- ④ ①の場合、NETISの登録者であることが確認できる資料を提出させる。
- ⑤ ②の場合、有用な新技術の活用する内容について記載した資料を提出させる。
- ⑥ 入札手続き開始日時点において掲載期間終了技術については、評価の対象としない。

(3) 配置予定技術者の能力

(ア) 技術者成績

- ① 監理技術者（監理技術者配置の必要のない工事は主任技術者、JVの場合は構成員の監理技術者又は主任技術者）又は現場代理人として従事した過去10年度の北海道開発局発注工事1件の提出を求め評価する。（提出を求める工事は、同じ工事区分の任意の工事とする。）

※ただし、当該工事が道路部門であり、かつ工事区分が「一般土木」の場合は、年間維持除雪工事（工事区分「維持」）の工事成績も評価対象とする。また、当該工事が道路部門であり、かつ工事区分が「舗装」の場合は、年間舗装維持工事（工事区分「維持」）の工事成績も評価対象とする。

なお、提出を求める工事の工事区分については入札説明書に明示する。

- ② 過去10年度の成績実績がない者については、加点しない。
 - ③ 過去10年の切り替え基準日についても企業の工事成績と同様に、毎年8月1日を原則とし、8月1日以降入札手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ R7年8月1日からR8年7月31日までに入札手続きを開始する案件
 → H27年度～R6年度に完了した工事を対象

(イ) 監理（主任）技術者の保有する資格

- ① 2級土木施工管理技士等、2級の技術者資格を入札参加資格とする工事については1級土木施工管理技士等、上位資格を加点の対象としてもよい。
- ② 施工能力評価型Ⅰ型①、Ⅰ型②、Ⅱ型及び技術提案評価型S型（WTO以外）については、1級土木等の経験年数5年以上を加点対象としても良い。
- ③ 工事内容に応じて資格を追加することを可能とする。

(ウ) 優良工事表彰

- ① 表彰歴は過去4年度（開発局発注工事の優良工事等表彰受賞歴における同一事業部門。ただし営繕・電気・機械については工事区分）とし、単体の監理（主任）技術者、JVの監理（主任）技術者での表彰にかかわらず対象とする。
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による表彰のみを評価の対象とする。
切り替え基準日は（ア）技術者成績と同様とする。
開発建設部長表彰については、表彰を受けた開発建設部及び本局営繕部の発注工事でのみ評価の対象とする。
営繕部門における営繕部長表彰は、本局営繕部を含め全開発建設部の発注工事で評価の対象とする。
- ② 過去4年度の表彰実績がない者については、加点しない。
- ③ 入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。
また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ④ 技術提案評価型S型（非WTO）のうち、段階的選抜方式対象工事においては、過去4年度に高度なマネジメント経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務（ECI））の実績を評価とし、切り替え基準日は（ア）技術者成績と同様とする。
- ⑤ 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価すること。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。
なお、表彰歴は過去4年度（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された受賞歴における同一事業部門）とする。
ただし、当該工事が複数の部門に関連・共通する場合には、複数部門を評価対象として設定することも可とする。
また、過去4年度の切り替え基準日は（ア）技術者成績と同様とする。
農業・漁港部門は対象外
- ⑥ 優良工事表彰及び高度なマネジメント経験の実施における重複加点は不可とする。

(エ) CPD

- ① 配置予定技術者から提出されるCPD単位の取得証明書を基に評価。
- ② 下記の団体が発行している推奨単位取得証明書を評価の対象とする。
- ③ CPDの対象評価期間については、前年度4月1日から申請書及び資料の提出期限日までの任意の1年間を基本とする。ただし、推奨取得単位期間が複数年の場合は、上記対象期間を適宜設定すること。

加対象CPD実施協会	加対象工事区分等	推奨基準
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	20ユニット/1年間、40ユニット/2年間、60ユニット/3年間、80ユニット/4年間、100ユニット/5年間
(公社) 土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で250単位(年間50単位以上)
(公社) 日本技術士会	全般	50CPD時間/1年間、150CPD時間/3年間
(公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議加入団体 ※1	営繕工事における建築、電気、管	12認定時間/1年間
(公社) 日本造園学会	造園	50単位/1年間
(公社) 農業農村工学会	農業工事	15単位/1年間

※取得証明書の発行及び推奨基準においては、更新されることがあるため、留意すること。

※1 建築CPD運営会議加入団体：(公社) 日本建築士会連合会（各建築士会）、(公社) 日本建築家協会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一財) 建設業振興基金、(一社) 日本建築構造技術者協会、(一社) 日本建築学会、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公財) 建築技術教育普及センター

【参考】 その他のCPD実施団体

- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (公社) 地盤工学会
- (公社) 日本コンクリート工学会
- (公社) 日本都市計画学会
- (公社) 空気調和・衛生工学会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会
- 土地・地質技術者生涯学習協議会(事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会)
- (一社) 日本環境アセスメント協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事の入札等手続きの対応については、次ページ記載の図より評価する。

■令和7年度の運用で評価する単位

※令和7年4月1日以降に入札公告を行う令和7年度発注工事に適用

加対象CPD実施協会	前年度4月1日から任意の1年間	左記、前年度4月1日から任意の2年間	左記、前年度4月1日から任意の3年間	左記、前年度4月1日から任意の4年間	左記、前年度4月1日から任意の5年間	
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	40	50	60	70	ユニット
(公社) 土木学会	5年間で175					単位
	50以上	50以上	25以上	25以上	25以上	
(公社) 日本技士会	50		125			CPD時間
(公社) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議加入団体	12					認定時間
(公社) 日本造園学会	50					単位
(公社) 農業農村工学会	15					単位

(5割に緩和) (5割に緩和) (5割に緩和)

※ R7年度工事の場合 : R6.4.1~ R5.4.1~ R4.4.1~ R3.4.1~ R2.4.1~

■令和8年度の運用で評価する単位

※令和8年4月1日以降に入札公告を行う令和8年度発注工事に適用

加対象CPD実施協会	前年度4月1日から任意の1年間	左記、前年度4月1日から任意の2年間	左記、前年度4月1日から任意の3年間	左記、前年度4月1日から任意の4年間	左記、前年度4月1日から任意の5年間	
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	40	60	70	80	ユニット
(公社) 土木学会	5年間で200					単位
	50以上	50以上	50以上	25以上	25以上	
(公社) 日本技士会	50		150			CPD時間
(公社) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議加入団体	12					認定時間
(公社) 日本造園学会	50					単位
(公社) 農業農村工学会	15					単位

(5割に緩和) (5割に緩和)

※ R8年度工事の場合 : R7.4.1~ R6.4.1~ R5.4.1~ R4.4.1~ R3.4.1~

■令和9年度の運用で評価する単位

※令和9年4月1日以降に入札公告を行う令和9年度発注工事に適用

加対象CPD実施協会	前年度4月1日から任意の1年間	左記、前年度4月1日から任意の2年間	左記、前年度4月1日から任意の3年間	左記、前年度4月1日から任意の4年間	左記、前年度4月1日から任意の5年間	
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	40	60	80	90	ユニット
(公社) 土木学会	5年間で225					単位
	50以上	50以上	50以上	50以上	25以上	
(公社) 日本技士会	50		150			CPD時間
(公社) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議加入団体	12					認定時間
(公社) 日本造園学会	50					単位
(公社) 農業農村工学会	15					単位

(5割に緩和)

※ R9年度工事の場合 : R8.4.1~ R7.4.1~ R6.4.1~ R5.4.1~ R4.4.1~

(オ) J Vにおける配置予定技術者及び複数の配置予定技術者が申請された場合の配置予定技術者の評価点の取扱いについて

- ① 資格・実績要件を満たす配置予定技術者のうち、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者を評価する。
- ② ヒアリングを実施する場合、対象者は資格・実績要件を満たす配置予定技術者のうち、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者とする。ヒアリング終了後、ヒアリングによる評価係数を資格・実績要件を満たす配置予定技術者の技術提案・実績に掛け、その結果、最低の配置予定技術者を評価する。

(4) 地域精通度・地域貢献度等について

(ア) 本支店営業所の所在地

- ① 建設業法に基づく営業所であること
- ② 評価基準 (例)
 - ◎開発建設部内本店
 - ◎開発建設部内本支店営業所
 - ◎道内本店
- ③ 工事区分「鋼橋上部」の地域精通度の加点項目については下記を標準とする。
 - 1) 北海道内に建設業法に基づく本店が所在すること
 - 2) 北海道内に工場が所在すること
 - 3) 北海道内に建設業法に基づく支店、営業所が所在すること※2)における「工場」とは、過去15年度以降に北海道開発局発注の鋼橋上部工事を元請けとして受注（共同企業体においては、出資比率20%以上のものに限る）し、製作した実績を有する工場とする。なお、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

(イ) 近隣施工実績

- ① 評価対象は当該工事区分の等級の下限の金額以上とする。（一般土木Bの場合は1.1億円、Cの場合は5千万円など、各施工実績工事における当時の下限金額を採用すること。）
※くい上がり及び等級の無い工事区分については、適宜設定すること。
- ② 評価基準
 - ◎事務所管内にあり
 - ◎開発建設部管内にあり
 - ◎実績数に応じて加点することも可

(ウ) 維持工事の施工実績に対する加点（道路部門のみ）

- ① 工事区分が「一般土木」について
当該工事区間または箇所が年間維持除雪工事の区間内にある場合、その年間維持除雪工事（工事区分「維持」）の施工実績がある場合に加点
- ② 工事区分が「舗装」について
当該工事区間または箇所が年間舗装維持工事の区間内にある場合、その年間舗装維持工事（工事区分「維持」）の施工実績がある場合に加点
- ③ 上記①②について開発局発注の年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事の施工実績が、連続5年以上ある場合を対象とする。

(エ) 災害活動の実態

- ① 災害活動の実態等の評価対象項目については、国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動又は、防災活動や支援体制を対象とする。
- ② 災害緊急活動とは、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動（出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外）とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるものに限る。
- ③ 防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。
- ④ 支援体制とは、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材（災害協定の資機材保有一覧における資機材等）を常時保有（災害活動時にリースするものは対象外）していることとする。なお、防災活動と支援体制の評価は、各地域の実態に合わせて対象及び活動内容を具体的に定めることを可能とする。
- ⑤ 評価対象の範囲は、各開発建設部の管内での活動等とする。
- ⑥ 評価対象の期間は、過去3年度以降から公告開始日時点とする。
- ⑦ 維持除雪工事等の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害緊急活動実績の対象としない。

(オ) 災害協定

災害協定の締結の評価対象項目については、国又は地方自治体との災害協定の締結を対象とする。協定の範囲は、各開発建設部の管内とし、出動可能な体制であること。

(カ) 上記(エ) 災害活動の実態等と(オ) 災害協定については、災害緊急活動の要請元や災害協定の締結先等により段階評価してもよい。

(キ) ワーク・ライフ・バランス評価について

- ① 総合評価落札方式による全ての調達を対象とし、企業の能力等の評価項目とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業について加点する。

※ 各種認定についての詳細は下記 URL を参照

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

- ・ 次世代法に基づく認定

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/curumin/index.html

- ・ 若者雇用促進法に基づく認定

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

評価基準及び配点例

① 政府調達協定対象工事

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ ライフ・ バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ※1 2. 次世代法に基づく認定 ・プラチナくるみん・くるみん (令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・トライくるみん (令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ・トライくるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・くるみん (平成29年3月31日までの基準) 認定企業) ※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) ※3	1.0点

② ①以外の工事

評価項目	評価基準	配点
企業能力等 企業 (地域)	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ※1 2. 次世代法に基づく認定 ・プラチナくるみん・くるみん (令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・トライくるみん (令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ・トライくるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・くるみん (平成29年3月31日までの基準) 認定企業) ※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) ※3	0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※1-1）をいう。

※1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法廷休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(ク) J Vでの評価方法

構成員毎に評価点を算出し、その平均点をJ Vの評価点とする（小数第2位以下切捨て小数第1位まで）

(5) 賃上げを実施する企業に対する加点措置

(ア) 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

(イ) 加点点評価

事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点する。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「従業員への賃上げ計画の表明書」を提出。加点割合は加算点＋賃上げ加点の5%以上の整数分とする。共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(ウ) 実績確認等

加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、法人事業概況説明書等で達成状況を確認し、未達成の場合は財務省から通知された日から1年間、その後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点する。

なお、未達成の参加者が翌年度改めて表明書を提出した場合、前年度の減点分と新年度の加点分の両方が評価される。

※参考リンク 北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/slo5pa000000hdig.html>

3-1-5 舗装標準項目（舗装工事のみ）

評価項目 ※4		評価基準	配点	
企 業	舗装施工管理技術者 （日本道路建設業協 会認定資格）	1 級資格保有者数(人)×1 + 2 級 資格保有者数(人)×0.5 の値を 評価 (小数第 2 位以下切り捨て) ※1	1.0 以上	1.0
			1.0 未満	0.0
	技能者の元請比率	元請比率=(元請の配置予定技能者 数+子会社の配置予定技能者数) ／全配置予定技能者数 (小数第 2 位以下切り捨て) ※2	0.7 以上	1.0
			0.7 未満	0.0
	主要機械の元請比率	元請比率=(元請が保有している配 置予定主要機械数+子会社が保有 している配置予定主要機械数+元 請が長期リースしている配置予定 主要機械数)／全配置予定主要機 械数 (小数第 2 位以下切り捨て) ※3	0.5 以上	1.0
			0.5 未満	0.0

※1

- ・元請と恒常的雇用関係にある技術者で、当該工事に専任配置する場合に限る。また、監理技術者又は主任技術者が資格を有している場合も含む。

※2

- ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、1 次下請に限る。
- ・技能者とは、職長、主要機械のオペレータ、レーキマンに限る。

※3

- ・ICT活用工事で発注する場合は、評価しない。
- ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、1 次下請に限る。
- ・長期リースとは3年以上の契約とする。
- ・主要機械とは、As フィニッシャ、Co フィニッシャ、マカダムローラ、タイヤローラ、振動ローラ、モーターグレーダ、路面ヒータに限る。

※4

- ・舗装の追加評価項目を評価するために、従来舗装工事において提出を求めていた（様式5）「その他の技術的適正」の提出を求めることとする。

3-1-6 漁港標準項目（漁港工事のみ）

評価項目		評価基準		配点
企業	過去2年度※1の漁港漁場関係事業 優良請負者表彰の有無	※2	優良請負者表彰を受けている	1.0
配置 予定 技術 者	施工環境監理者の資格	※3	技術士（水産土木）を有している	1.0
			水産工学技士を有している	0.5
			上記以外	0.0

- ※1 ・表彰歴は過去2年度とし、切り替え基準日は、3-1-4（2）（ア）工事成績と同様とする。
- ※2 ・漁港工事の場合に表彰項目に取り入れる。
・JVにおける評価点の取扱いについては、3-1-4（4）（ク）と同様とする。
- ※3 ・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。
・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

3-1-7 作業船保有状況項目（港湾・漁港で作業船を使用する工事のみ）

（ア）評価項目・対象工事

港湾及び漁港で作業船を使用する工事については、保有する作業船を本工事で使用する場合および環境性能の高い作業船、あるいは新造船を本工事で使用する場合は加算評価する。なお、対象工事は、技術提案評価A型、技術提案評価S型（WTO）を除くすべての工事とする。

（イ）対象とする作業船

対象作業船は、対象工事に使用する作業船とし、表2-5に示す主作業船一覧表を参考に対象工事の工事内容に応じて作業船（規格は問わない）を選定する。

なお、選定にあたっては、使用が見込まれるすべての主作業船とする。

表2-5 主作業船一覧表

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

（出典）港湾請負工事積算基準2-1-（16）「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

(ウ) 評価項目及び基準

評価項目の企業の能力等「地域要件以外」において、対象工事で使用する作業船を表2-6に示す評価基準で加点評価する。

1) 使用する作業船の保有状況

対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を自社保有または共同保有していることを前提とし、表2-6の評価基準に応じて加点評価する。

表2-6 作業船の保有状況

	評価基準	配点	
		施工能力評価型	技術提案評価型
企業	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	2.0	1.0
	保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	1.0	0.5
	保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.5	0.0
	上記以外	0.0	0.0

※企業体により競争参加した場合は、構成員のいずれかが、対象工事に使用する作業船を保有しているかを評価する。

※本保有状況は1隻のみとし、複数の作業船保有状況の提出は認めない。

※自社保有とは、100%自社保有の船舶の他、50%以上の株式を保有している子会社と共有して100%所有する船舶、または、50%以上の株式を保有している子会社が100%所有する船舶をいう。

※ファイナンスリースについては、自社保有とみなす。

※共有船舶については、所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改造または機能追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。

※保有比率とは、登記簿等に記載されている保有比率のことをいう。

※保険支払比率とは、海上保険証券に記載されている支払比率のことをいう。

2) 環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価

上記1) 作業船の保有状況にて提示した作業船を対象として、環境性能の高い作業船の使用、または新造船の評価を行う。

環境性能の高い作業船の評価は、作業船に設置されている原動機すべてが環境性能を達成していることを前提とする。

新造船の評価は、平成22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成していることを前提とする。

これら条件のもと、表2-7の評価基準に応じて加点評価する。

ただし、本評価にあたっては、どちらか一方とし（両方評価可能な場合は、高い配点の基準を採用）、重複した評価はしない。

表 2-7 環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価

企業	評価基準	配点			
		施工能力評価型		技術提案評価型	
		環境性能の高い作業船の使用の場合	新造船の場合	環境性能の高い作業船の使用の場合	新造船の場合
業	出資比率50%以上	2.0	3.0	1.0	1.5
	出資比率20%以上50%未満	1.0	1.5	0.5	1.0
	出資比率20%未満	0.5	0.5	0.0	0.5
	上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0

※出資比率とは、作業船を新造する際、もしくは原動機、中古船を購入する際の費用の出資比率のことをいう。（保険支払比率では評価しない）

※「自ら新造」とは、自社が出資し作業船を建造することをいう。

※共有船舶については、所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改造または機能追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。ただし、環境性能および新造船の評価においては、船舶の財産を共同保有していることを前提とする。

※環境性能の評価においては、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去して代替えとして設置された原動機すべてが、環境性能を達成しているものであり、クレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後（新品取替）」及び「中古船の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率に応じて加点する。

※環境性能を達成しているとは、表2-8に示す「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足していることをいう。

なお、平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点する。

※環境性能の加点期間は原動機製造後（新品取替）15年、中古船については建造後15年を標準とする。

※新造船の加点期間は新造後15年とする

※上記、環境性能の高い作業船の使用、または新造船の評価の加点期間については、入札説明書に記載の工期末までを満足するものとする。

※自航式作業船においても吊上げ部の出力機などすべての原動機を評価の対象とする。

※「クレーン付き台船」は、台船とクレーンの両方が新造後15年以内である場合に、新造船として評価を行う。台船又はクレーンのどちらかが新造後15年を経過している場合は、新造船として評価しない。

表 2-8 窒素酸化物放出基準

原動機の種類 能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が130キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が130キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であつて、定格出力が130キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

※確認方法

①作業船の保有状況

保有状況については、船舶検査証書、日本船舶明細書、海上保険証券、共同保有契約書の写し等当該船舶への保有比率または保険支払比率が分かる資料及びファイナンスリースであることがわかる資料を提出させること。

なお、非自航船等の船舶検査証書を持たない作業船については、（一社）日本作業船協会発行「現有作業船一覧」又は（一社）北海道建設業協会港湾・漁港部会発行「北海道港湾・漁港工事用作業船一覧表」の公告時点での最新版の写しでも可とする。

更に、子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを求めるものとする。

②環境性能の評価

原動機の窒素酸化物放出基準については、「国際大気汚染防止原動機証書」に記載されている放出値で確認する。

なお、着脱式のクレーン付台船のような作業船には発行されていないため、このような作業船の場合は、原動機の排出ガス基準や定格出力等の仕様が確認できる書類を求め、表2-8に示す「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満たしているか確認すること。

また、作業船の建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置された原動機及び中古船の買取への出資比率や製造後の期間を確認する資料として、売買契約書等の写しを求めるものとする。

③新造船の評価

新造船については、登記簿、売買契約書、日本船舶明細書、共同保有契約書の写し等、作業船の保有比率が分かる資料及びファイナンスリースであることが分かる資料を提出させること。

更に、子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保

有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを求めるものとする。

原動機の窒素酸化物放出基準については、「国際大気汚染防止原動機証書」に記載されている放出値で確認する。

なお、申請様式の建造年月日で、新造船での申請であるかを判断すること。

(エ) 不履行について

競争参加資格申請時に提出した対象工事に使用する作業船については、履行義務を課すものとし、現場施工時に作業船の履行を確認するとともに不履行の場合は工事成績評定において3点の減点とする。

ただし、受注者の責によらない場合は、不履行の対象外とする。

なお、提出した作業船を使用できない場合であっても、同等以上（規格及び保有）の船舶を使用した場合は履行とみなす。

工事成績評定点において総括技術評価官が採点する「法令遵守等」において3点の減点とする。

履行義務は、申請した作業船を使用する工種を施工する際に発生するものとし、申請工種の当初設計数量の50%以上または当初設計数量の施工に係る実作業日数の50%以上とする。数量または実作業日数のどちらで履行確認をするかは、工事着手前の工事円滑化会議において受発注者間で協議することとする。

なお、実作業日数での履行確認とする場合は、受注者が使用船舶の作業能力を考慮した上で実作業日数を定め、発注者と協議することとする。この際、供用係数は考慮しない。

当初設計数量が減となった場合は、再度協議して定めるものとする。

3-1-8 減点の扱いについて

(1) 直近の措置による減点及び過去6ヶ月間の修補請求等履歴について、単体及びJVとして受けた措置を対象とし、減点する。

(2) 減点数は下記を原則として設定するものとする。

【措置】

- ・指名停止 - 1.5点
- ・文書注意 - 1.0点
- ・口頭注意 - 0.5点

【修補請求等】

- ・ - 0.5点（低入札工事であった場合は - 1.0点）

(3) 減点項目の適用は、口頭注意・文書注意・指名停止（停止期間が1ヶ月以下）の措置を受けた場合は1ヶ月間、指名停止（停止期間が1ヶ月を超える）の措置を受けた場合は3ヶ月間減点を行う。なお、減点の対象期間は下表のとおりとし、減点の対象となる有資格者の一覧については、工事管理課にて作成しイントラネットに掲載する。

(4) 措置による減点及び修補請求等履歴のそれぞれに該当する場合は、双方の項目において減点するが、同一の減点項目において複数の措置が該当する場合については、大きい減点数の措置のみを対象とし、加算や平均は行わない事とする。また、加算点数の合計がマイナスの値になる場合は、加算点は0点として取り扱うこと

とする。(施工体制確認型の場合は、施工体制評価点と合わせてマイナスとなる場合)

(5) 措置対象となる期間については、入札説明書等へ記載すること。

(6) 政府調達協定が適用となる工事については、減点の対象としない。

【直近の措置による減点の考え方】

対象とする措置	措置基準日	左記の措置により減点の対象とする入札手続開始時期
口頭注意 文書注意	左記措置の施行日	措置基準日の翌々月から1ヶ月間
指名停止(1ヶ月以下)	指名停止期間が終了する日の翌日	措置基準日の翌々月から1ヶ月間
指名停止(1ヶ月を超える)	指名停止期間が終了する日の翌日	措置基準日の翌々月から3ヶ月間
修補請求等	成績評定通知日	措置基準日の翌々月から6ヶ月間

(7) 賃上げ基準に達していない者について

賃上げの実績確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する際には当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点(※1)をすることとする。

※1 総合評価による加算点の満点が40点であって、本取組に係る加点割合が5%である場合、3点以上を減点することとなる。

3-1-9 その他

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としない。

4. 様式

施工能力評価型 I 型①

施工経験に基づく施工監理能力（書面）の様式

□必要に応じて、発注者が記述に当たっての視点等を明示することも可とする。

当該工事での留意事項等

工事名：

会社名：

■当該工事での留意事項等

〇〇について

項 目	当該工事での留意事項等
〇〇について	<p>配置予定技術者の過去の同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等を記述</p>
	<p>留意事項の記述数は3項目程度とし、重要なものから記述する。</p>

注1 ICTの活用を評価する工事（施工者希望I型）においては、施工監理能力の確認（書面）ではICTの活用について加点対象としない。（ICTの活用については別様式に記載すること）ただし、ICTを応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した部分は、その応用部分（付加的な内容）についてのみ施工監理能力の確認（書面）での加点対象とする。

注2 NETIS登録技術の活用を評価する工事においては、施工監理能力の確認（書面）ではNETIS登録技術の活用について加点対象としない。（NETIS登録技術の活用については別様式に記載すること）ただし、別記様式2に記載しているNETIS登録技術が異なる場合に限り、施工監理能力の確認（書面）での加点対象とする。

注3 特記仕様書等において、監督職員と協議すると定められた事項については、記載しないこと。

技術提案評価型

技術提案の様式（A4サイズ1枚で作成）

<p>□当該工事において、施工上の特定の課題等に関する項目について、入札参加者が抽出して記述（発注者が指定することも可）</p>	<p>施工上の特定の課題等に関する工夫等</p> <p>工事名： _____</p> <p>会社名： _____</p>
<p>等に関する工夫等</p>	<p>について</p>

項 目	具体的な施工計画
施工上の工夫等の設定理由	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>施工上の工夫等としてあげたものをなぜ設定したのかについて当該工事の特性を踏まえ、出来るだけ簡潔、具体的に記述する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>施工上の工夫等としてあげたものについて、施工にあたり、具体的にどのように工夫するのかを箇条書きで記述し、それぞれのテーマに対する提案数は5項目までとする。</p> </div>
〇〇について	

注1 ICTの活用を評価する工事（施工者希望I型）においては、技術提案ではICTの活用について加点対象としない。（ICTの活用については別様式に記載すること）

ただし、ICTを応用（別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した部分は、その応用部分（付加的内容）についてのみ技術提案での加点対象とする。

注2 NETIS登録技術の活用を評価する工事においては、技術提案ではNETIS登録技術の活用について加点対象としない。（NETIS登録技術の活用については別様式に記載すること）

ただし、別記様式2に記載しているNETIS登録技術が異なる場合に限り、施工監理能力の確認（書面）での加点対象とする。

注3 特記仕様書等において、監督職員と協議すると定められた事項については、記載しないこと。

・新技術活用の義務化対象外となる工事の場合に使用する
(別記様式)

(用紙A4)

関連分野での技術開発実績 (NETISへの登録) および有用な技術の活用

(工事名: ○○○○○○○○工事)

会社名: ○○建設(株)

	項目	項目に対する回答	技術の詳細
①	当該工事の関連分野における技術開発の有無	1. 技術開発がある 2. 技術開発がない	* 1 を選択した場合に記載すること 技術名称 : ○○ 登録年月日:平成○年○月○日 登録年月日がわかる資料を添付すること。 開発者 : 複数の場合は、全て記入する。 登録等 : 技術区分、NETISへの登録番号及び名称を記載する。 概要 : 技術概要を記載する。 (当該工事に活用した場合の具体的な効果等)
②	「新技術情報提供システム (NETIS)」に掲載された「有用な新技術」の活用について	1. 「有用な新技術」を当該工事に活用する 2. 「有用な新技術」を当該工事に活用しない	* 1 を選択した場合に記載すること 技術区分 : ○○ 新技術名称 : ○○ 登録No. : ○○ 選定理由 : 入札公告時の与条件に基づき、新技術を当該工事に適用する目的、期待される効果、適用できると判断した根拠を具体的に記述する。 概要 : 当該工事において上記新技術を活用する場合の具体的な施工方法等を記入する。 必要に応じ、説明図を添付する。

注1 技術開発実績 (NETISへの登録) がある場合、①に記入する。また、NETIS登録者であることが確認できる資料を添付すること。登録者と記載されていない場合は、技術開発者であることが証明できる資料を添付すること。

注2 本工事に新技術情報提供システム (NETIS)」に掲載された「有用な新技術」を活用する場合、②に記入する。また、当該技術についてNETISの「有用な新技術」であることが確認できるページを添付すること。

注3 ①と②は重複加点しないが、①と②が同技術である場合は重複加点するものとする。

注4 本工事に使用する新技術の技術区分は下記の区分の中から記入すること。

1) 工法、2) 材料、3) 機械、4) 製品、5) システム

注5 ②は、本工事で使用を予定している全ての「有用な新技術」について記入すること。

注6 発注者指定によって実施を求められた技術については評価しない。

注7 関連分野における技術とは、当該工事で施工する工種で活用できる (活用する) ものとする。

注8 ICTの活用を評価する工事 (施工者希望I型) においては、ICT活用の項目で評価対象となりえる技術について、関連分野での技術開発実績 (NETISへの登録) および「有用な新技術」の活用では加点対象としない。

注9 入札手続き開始日時時点において、掲載期間終了技術については、加点対象としない。

注10 施工監理能力の確認 (書面) 及び技術提案に記載した内容については、加点対象としない。

ただし、施工監理能力の確認 (書面) 及び技術提案に記載しているNETIS登録技術が異なる場合に限り、加点対象とする。

5. (参考) 各年度の区分

(参考)

■平成24年度の区分(例)

工種	維持・補修・除草・塗装・区画線	土工・舗装・護岸(ブロック)・浚渫・地盤改良・法面工・コンクリート構造物・農用地整備・土地改良施設・その他工種	鋼橋上部・PC橋・上部鋼構造物	ダム	トンネル	全工種
予定価						
		標準Ⅰ(特に難易度が高い場合は高度技術提案型)	高度技術提案型 若しくは標準Ⅰ			施工体制確認型(1千万以上)
WTO額	標準Ⅱ(特別な配慮を要する場合は標準Ⅰ)	標準Ⅰ・Ⅱ	標準Ⅰ(難易度の高い技術提案が無い場合は標準Ⅱ、工夫の余地が無い場合は簡易)	標準Ⅰ		
4.5億	標準Ⅱ、簡易(特別な配慮を要する場合は標準Ⅰ)					
2.5億	簡易(特別な配慮を要する場合は標準Ⅰ・Ⅱ)					
1億	簡易					



■平成25年度以降の区分(例)

工種	維持・補修・除草・塗装・区画線	土工・舗装・護岸(ブロック)・浚渫・地盤改良・法面工・コンクリート構造物・農用地整備・土地改良施設・その他工種	鋼橋上部・PC橋・上部鋼構造物	ダム	トンネル	全工種
予定価						
		技術提案評価型(S型又はA型)	技術提案評価型(S型又はA型)			施工体制確認型(1千万以上)
WTO額	施工能力評価型(I型)	施工能力評価型(I型)又は技術提案評価型(S型又はA型)	施工能力評価型(I型)又は技術提案評価型(S型又はA型)	技術提案評価型(S型又はA型)		
4.9億						
2.9億	施工能力評価型(I型) ※難易度Ⅰの場合は施工能力評価型(Ⅱ型)					
1.1億	施工能力評価型(I型) ※難易度Ⅰの場合は施工能力評価型(Ⅱ型)					

※上記については目安であり、個々の工事内容により適宜判断

6. 配点例

○本省標準配点(例)と北海道開発局の施工能力評価型標準配点(例)の比較

評価項目	施工能力評価型							
	2.9億未満(舗装0.9億未満)			2.9億以上(舗装0.9億以上)				
	本省(例)	開発局		本省(例)	開発局		地域維持型(年間維持除雪等)	
	II型	I型①	I型①	I型②				
技術者の能力等	20点	19点	19.5点	20点	19.5点	19点	19点	
同種工事の施工実績	○ 8点	7点	3点	8点	3点	7点	7点	
工事成績	○ 8点	8点	3点	8点	3点	8点	8点	
優良工事等表彰	○ 4点	3点	3点	4点	3点	3点	3点	
監理(主任)技術者資格	△ (1点)	(0.5点)	(0.5点)	(0.5点)	(1点)	(1点)	(1点)	
CPDへの取り組み	△ 1点	1点	0.5点	0.5点	1点	1点	1点	
施工監理能力の確認(書面)	△		10点		10点			
企業の能力等	20点	19点	19点	20点	19点	19点	19点	
同種工事の施工実績	○ 8点	4点	4点	8点	5点	5点	5点	
工事成績	○ 8点	5点	5点	8点	6点	6点	6点	
優良工事等表彰・工事成績優秀企業表彰	○ 4点	2.5点	2.5点	4.0点	2.5点	2.5点	2.5点	
i-Con奨励賞、i-Con大賞又はインフラDX大賞								
NETIS登録技術の活用	△ 1点	1点	1点		1点	1点	1点	
舗装施工管理技術者		(1点)	(1点)		(1点)	(1点)	(1点)	
技能者の元請比率	●	(1点)	(1点)		(1点)	(1点)	(1点)	
主要機械の元請比率		(1点)	(1点)		(1点)	(1点)	(1点)	
その他(手持ち工事量※等)	△							
地域精進度・貢献度		6点	6点		4点	4点	4点	
本店、営業所の所在地		2点	2点		1点	1点	1点	
近隣地域での施工実績		2点	2点		1点	1点	1点	
維持工事の施工実績(道路部門のみ)	△	(0.5点)	(0.5点)		(0.5点)	(0.5点)		
災害活動等の実績		1点	1点		1点	1点	1点	
災害活動協定の締結		1点	1点		1点	1点	1点	
ワーク・ライフ・バランス	○	0.5点	0.5点		0.5点	0.5点	0.5点	
その他(各種試行による配点等)	△							
賃上げを実施する企業に対する加点措置	○ 3点	2点	3点	3点	3点	2点	2点	
賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置	-4点	-3点	-4点	-4点	-4点	-3点	-3点	
施工計画				可・不可		可・不可	可・不可	
加算点合計	43点	40点	41.5点	43点	41.5点	40点	40点	
ヒアリング	△	段階的選抜後にヒアリングを実施し、結果によりヒアリング係数(1.0、0.5、0)を付与し、対象評価項目に乗じる。						
施工体制評価点	30点							
基礎点	100点							

○:必須 △:選択 ●:舗装工事で選択
 ※手持ち工事量については、本省は選択項目、開発局は非設定項目
 ※()書は、配点合計に含んでいない

○本省標準配点(例)と北海道開発局の技術提案評価型標準配点(例)の比較

評価項目	技術提案評価型									
	非WTO					WTO				
	S型		A型			S型		A型		
	本省(例)	開発局	本省(例)	開発局	本省(例)	開発局	本省(例)	開発局	本省(例)	開発局
技術者の能力等	15点	14点	20点	19点	15点				21点	
同種工事の施工実績(同種性)	6点 ○	5点	8点 ○	8点	9点				11点	
同種工事の施工実績(発注者評価)					6点				10点	
工事成績	6点 ○	5点	8点 ○	8点						
優良工事等表彰	3点 ○	3点	4点 ○	3点						
監理(主任)技術者の保有する資格	△ (1点)									
CPDへの取り組み	△ 1点									
企業の能力等	15点	14点	20点	18点	15点				21点	
同種工事の施工実績(同種性)	6点 ○	3点	8点 ○	7点	9点				12点	
同種工事の施工実績(発注者評価)					6点				9点	
工事成績	6点 ○	5点	8点 ○	8点						
優良工事等表彰・工事成績優秀企業表彰	3点 ○	2.5点	4点 ○	2.5点						
i-Con奨励賞、i-Con大賞又はインフラDX大賞										
NETIS登録技術の活用	△ 1点	1点								
WLB	○ 0.5点	0.5点		0.5点				○ 1点		1点
その他(手持ち工事量※等)										
地域精進度・貢献度		2点								
本店、営業所の所在地										
近隣地域での施工実績										
災害活動等の実績		△ 1点								
災害活動協定の締結		△ 1点								
その他(各種試行による配点等)							△ *		△ *	
簡易な技術提案			20点 ○	20点					20点 ○	20点
賃上げを実施する企業に対する加点措置	4点 ○	4点	4点 ○	4点	4点			○ 4点	4点 ○	4点
賃上げ基準に達していない企業への減点措置	-5点 ○	-5点	-5点 ○	-5点	-5点			○ -5点	-5点 ○	-5点
技術提案(選抜時)								○ 0-28点		
技術提案(選抜後)	30点 ○	30点	70点 ○	70点	60点			○ 35-60点	70点 ○	70点
加算点合計(入札時)	60点	58点	70点	70.5点	60点			65点	70点	75点
ヒアリング	段階的選抜後にヒアリングを実施し、結果によりヒアリング係数(1.0、0.5、0)を付与し、対象評価項目に乗じる。									
施工体制評価点	30点									
基礎点	100点									

○:必須 △:選択
 ※手持ち工事量については、本省は非WTOのS型のみ選択項目(他では非設定項目)、開発局は全ての型で非設定項目
 *配点は適宜設定する

◆地域点(地域精通度・貢献度等)取りまとめ表 標準配点(案)

地域点に関わる項目		事業部門	2.9億未満(舗装0.9億未満) 施工能力評価型 I・II 型	2.9億円以上(舗装0.9億以上) 施工能力評価型 I 型	技術提案評価型S型 (非WTO)
①本支店、営業所の所在地	△	河川・道路	2.0	1.0	-
		営繕	2.0	1.0	-
		港湾等	2.0	1.0	-
		農業	2.0	1.0	-
②過去10年間の近隣地域(開発建設部内)での施工実績	△	河川・道路	2.0	1.0	-
		営繕	2.0	1.0	-
		港湾等	2.0	1.0	-
		農業	2.0	1.0	-
③維持工事の施工実績	△	河川・道路	0.5	0.5	-
		営繕	-	-	-
		港湾等	-	-	-
		農業	-	-	-
④災害活動等の実態(活動実績)	△	河川・道路	1.0	1.0	1.0
		営繕	1.0	1.0	1.0
		港湾等	1.0	1.0	1.0
		農業	1.0	1.0	1.0
⑤災害活動の実態(協定の締結)	△	河川・道路	1.0	1.0	1.0
		営繕	1.0	1.0	1.0
		港湾等	1.0	1.0	1.0
		農業	1.0	1.0	1.0

○: 必須

△: 選択

×: なし

